

第十二回

大津町農業委員会

令和六年五月十日

第 1 1 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 1 0 日（金） 9：30 から 1 0：2 0

2. 場 所 大津町役場 3 階 会議室 3 0 2 A B

3. 出席農業委員（1 1 人）

1 番 古庄 廣継	3 番 西村 千香	4 番 藤本 勝昭
5 番 宮崎 京子	7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝
9 番 今村 太	1 0 番 大村 礼美	1 1 番 荒木 博文
1 2 番 津田 恵美		

出席農地利用最適化農業委員（2 人）

6 番 吉山 一豊 1 6 番 松永 富幸

4. 欠席農業委員（2 人） 2 番 東 一夫 6 番 宮崎 恵美
欠席推進委員（2 人） 9 番 石原 龍二 1 1 番 和田 勇一郎

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第 8	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
日程第 9	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第 1 0	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について
日程第 1 1	議案第 8 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年5月11日 第11回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年5月、第11回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、過半の委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。11番 荒木博文 委員と1番 古庄廣継 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。5月の第11回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。5月の第11回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。

今回2件の申請がなされております。関連がありますので、3条の1と3条の2を一括し説明いたします。議案書は1Pとなります。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除され

ています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

3条の1です。調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

申請地は大字陣内地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料用米の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

次に、3条の2です。調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。大豆・麦の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

2件の申請とも、調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
 関連がありますので、3条の1と3条の2を一括し説明いたします。
 3条の1と3条の2の譲受人は同じ集落に在住しています。狭い農地をお互いの耕作地の隣接に所有しており、売買による所有権移転によって狭い農地を入れ替えることで農地が集約され、耕作の利便性が向上することから今回の申請となりました。

 3条の1の申請地は大字陣内地内の農地です。

 申請の内容は、陣内地内の田1筆、1,668㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

 譲受人は、3条申請により令和3年度に10筆の田を取得、令和4年度に3筆の畑を取得、直近では令和5年11月に2筆4,851㎡の田を取得しています。11月の申請では、調査書第1号の「全部効率利用」要件を満たしているかを確認するために、過去に取得した「農地の耕作状況の報告書」と現況写真の提出を求め、現地調査を行い、栽培状況の定期報告と進入路の確保を条件に

許可しています。

今回の申請に当り、農地の耕作状況と進入路の確保について事務局で現地調査を行った結果、別添写真のとおり進入路の確保はできています。耕作状況は、前の所有者が花きの栽培を行っていたため一面マルチが張っており、撤去に時間を要したため、現在は耕起まで行っている状況です。

農地取得後は飼料用米の栽培を行う予定で、農業機械も共同で保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

次に、3条の2の申請地も大字陣内地内の農地です。

申請の内容は、陣内地内の田1筆、1, 242㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は、畜産を営む農地所有適格法人で、農地法に基づく適格法人報告書も提出され、農地の所有が可能となる適格法人の4つの要件も満たしていることを確認しています。

今回の2件の申請は、双方の耕作条件向上のため、法人側から提案があり、話がまとまったものです。

農地取得後は大豆・麦の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

3条の1、3条の2とも、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 両者社の作業効率アップで話がまとまったと報告を受けています。特に問題はあります。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

採決は1件ずつ行います。

まず、3条の1の許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

会 長 3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2の許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。
4条の1 意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字陣内地内の農地です。
1の転用目的は貸食肉加工場及び貸バーベキュー場、貸駐車場への転用です。
農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の農業の振興に資する施設で「農業施設等」に該当し、転用は可能です。
なお、農地法の理解が無く、許可を得ないで転用したことについて、今後は農地法の手続きを遵守すると始末書の提出がされています。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字陣内地内で、県道岩坂陣内線から中陣内地区に入った集落内の農地です。
申請の内容は、豚舎を改築し、食肉加工施設、バーベキュー施設、新たに駐車場を整備したものです。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 豚舎は42年～43年前に建設されていると思います。その後、増築改築を行い、駐車場の整備が行われています。始末書も提出されていますので転用は止むを得ないと思います。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸食肉加工施設等への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は貸通路への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

なお、隣接する工事現場への進入路で1年間の一時転用です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、室地区ですので岩本農業委員からお願いします。

岩本委員 現地調査の報告をいたします。

申請地は大字室で国道325線西側の菊陽町との境に位置する農地です。

申請の内容は、近隣で宅地造成を計画している業者が大型車の進入路として使用するため今回の申請となりました。隣接する農地所有者には説明がしてあ

り、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡があつております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、貸通路への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」です。代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、杉水地区ですので私から説明します。

津田委員 現地調査の報告をいたします。
申請地は大字杉水で人権啓発福祉センターの南に位置する農地です。

申請の内容は、周辺で、企業進出や、集合住宅の建設が進み、駐車場が不足している状態です。貸駐車場として使用するため今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 申請地の所有者は20年～30年前までは養蚕を営んでおられましたが、現杯は需要の減少や高齢化のため養蚕はやめておられます。申請周辺の開発状況からみても転用やむなし、許可相当だと思います。

議案書の申請地小字名が誤字となっていますので修正をお願いします。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の3、貸駐車場への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある

準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内で、国道325号から大津支援学校方面に入って、光進会クリニック東側の農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市で不動産業を営んでおり、申請地付近は、大規模な工場建設に伴い住宅需要が見込まれるため、共同住宅を計画し、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいた

します。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅用地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内で、国道57号鮮度市場交差点から南に約150m入った農地です。
申請の内容は、申請人は大津町内で不動産業を営んでおり、共同住宅建設のための用地分譲を計画したところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 和田委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

吉山委員 申請地は現在工事をしているのではないですか。

事務局 申請地見取図の表示範囲が間違っています。ご指摘の箇所は工事を行っていますが今回の申請地ではありません。

会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、共同住宅用地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。
議案書は4～7Pとなります。
議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は16件です。1番から9番が再設定で、10番から16番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は75,305㎡(約7町5反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明してはしましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。
(意見・ご質問なし)

荒木委員 設定する利用権の欄の賃借料に金額が記載されていないのは、お金のやり取りのない使用貸借権ということですか。

事務局 設定する利用権の欄に利用権の種類があります。金銭の授受を伴うものが貸借権、伴わないものが使用貸借権となります。

会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書は8Pとなります。

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は8,075㎡(約8反)です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号についてご説明いたします。

議案書は9P～11Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は10件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、51,457㎡(約5町1反)、対価の合計は31,177,739円です。

番号1～4につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号5～10は、10月、11月、2月の総会で審議した、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。公社手数料を含んだ10aあたりの売り渡し単価は5番が820,000円、6番が239,374円、7番が1,391,043円、8番が1,025,000円、9番が307,499円、10番が461,249円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

岩本委員 農業公社の手数料はどのようになっていますか。

事務局 令和6年度から変更となり、譲渡人、譲受人とも売買価格の1%が手数料となります。

会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第10、議案第7号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号についてご説明いたします。

議案書は12Pとなります。

議案第7号 「買入協議制度」で「所有者に対し買入協議を行う旨の通知をするように町長に対し要請すること」についてご説明申し上げます。

「買入協議制度」とは熊本県農業公社が農用地所有者と優先的に買入の協議を実施することによって認定農業者など地域の望ましい担い手に効果的に農地利用の集積を図ろうとする制度です。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてと同じ制度ですが、申出者と熊本県農業公社とのあっせん調整が不調に終わったため、町長に農地所有者に対し買入協議を行う旨を通知するように要請するものです。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

買入協議を行う旨の通知の要請についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知書の要請について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知書の要請につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程11、議案第8号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

- ・6月の現地調査及び小委員会予定について
案はR6.6/3(月) 午前9時00～
- ・6月の定例総会予定について
案はR6.6/10(月) 午前9時30～
上記案に決定

その他、事務局から数点の協議事項、連絡事項あり

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和6年5月の第11回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年5月11日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議	長	津田 恵美
議事録署名委員		荒木 博文
議事録署名委員		右 庄 廣 継